

VI 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(1) 使用済燃料再処理準備金 (措法57の3①③⑦⑧⑩～⑬、68の53①③⑥⑦⑨⑩、措令32の6、39の81①②、措規21の8、22の50、改正法附則1十四、80①、91①)</p>	<p>○ 適格分割又は適格現物出資により準備金を引き継ぐ等の措置が追加されました。</p>	<p>電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日以後に行われる適格分割又は適格現物出資について適用され、同日前に行われた適格分割又は適格現物出資については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(2) 原子力発電施設解体準備金 (措法57の4⑤⑩⑪⑬～⑰、68の54④⑧⑨⑪～⑮、措令33⑤、39の82③、措規21の11②、22の55②、改正法附則1十五、80②、91②)</p>	<p>○ 適格分割又は適格現物出資により準備金を引き継ぐ等の措置が追加されました。</p>	<p>電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)の施行の日以後に行われる特定原子力発電設備の移転について適用し、同日前に行われた特定原子力発電設備の移転については、従来どおり適用されます。</p>
<p>(3) 中小企業等の貸倒引当金の特例 (措令33の7③、39の86②、改正措令附則33、42)</p> <p>(措法57の9③、68の59③)</p>	<p>○ 一括評価金銭債権の帳簿価額から控除される実質的に債権とみられない金額を基準年度の実績による場合の簡便法について、次のとおり見直しが行われました。</p> <p>イ 簡便法によることができる法人が平成27年4月1日に存する法人とされました。</p> <p>ロ 基準年度が平成27年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に開始した各事業年度とされました。</p> <p>○ 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例制度について、適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平27.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p>(4) 農業経営基盤強化準備金 (措法61の2①、68の64①、改正法附則81①、92①)</p> <p>(旧措規21の18の2①、改正措規附則20)</p> <p>(措法61の2①、68の64①)</p>	<p>○ 対象法人から農業生産法人以外の特定農業法人が除外されました。</p> <p>○ 対象となる交付金から、環境保全型農業直接支援対策交付金が除外されました。</p> <p>○ 適用期限が平成29年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平27.4.1前に交付を受けた交付金等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平27.4.1以後に交付を受ける交付金等について適用され、同日前に交付を受けた交付金等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(5) 農用地等を取得した場合の課税の特例(措法61の3①、68の65①、措規21の18の3①、22の61の3①、改正法附則81②、92②)</p>	<p>○ 対象となる特定農業用機械等が農業用の機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備、構築物並びにソフトウェア(建物及びその附属設備にあつては、農業の用に直接供される一定のものに限ります。)とされました。</p>	<p>平27.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p>